

教育庁 自律改革プラン

教育庁では、「自律改革」を進めるため、
「教育庁改革本部」の下、自律改革を推進するための組織体制
各課（校）が自律的に改革を進めるためのスローガンとしての「一課（校）一改善運動」
教育庁全体として直ちに実施する取組
を定めた。

教育庁改革本部

教育庁改革本部

本部長：教育長
構成員：次長、教育監、本庁・事業所各部長

業務改善の推進

業務改善について、各課（校）の取組を把握し、進捗管理を行う。
また、全庁対応すべき事項について、若手の意見や都立学校現場の声を反映させながら、検討する。

都立学校の取組

都立学校における自律改革の推進に向けた仕組みを設ける。
また、都立学校の意見が施策形成や業務改善に反映される仕組みを設ける。

教育庁若手職員 PT

若手職員で構成するPTを立ち上げ、若手職員の意見を施策形成や業務改善に反映させる。

都民の声

- 東京都教育モニター
 - 学校運営連絡協議会
- モニター（公募）に対するアンケート調査等による意見・要望等の聴取
学校運営連絡協議会における学校との意見交換や評価委員会による意見・提案

一課（校）一改善運動

局全体で「一課（校）一改善運動」を10月以降実施し、取組状況を教育庁改革本部において確認する。

これまでの経過

9月2日（金）

○自律改革の進め方について検討

9月7日（水）

第1回教育庁改革本部会議

○本庁各部及び事業所に対し、自律改革の取組事項について、検討するよう指示

9月14日（水）及び15日（木）

○本庁各部及び事業所が策定した自律改革の取組事項を基に、教育庁としての自律改革プランを検討

9月28日（水）

第2回教育庁改革本部会議

提出された提案件数

提案件数 32件

都民ファースト（都民サービス・接遇の向上）

事項	具体的な取組事項	10月1日からの取組	今後の取組
外国人や障害者などにも配慮した都民サービスの提供 （事業所・都立学校）	○ 都立学校や事業所の窓口において、案内表示等の設備や職員対応を自主点検し、外国人や障害者等に配慮した都民サービスとなっているかを検証する。	事業所・都立学校における点検項目等を整理する。	各部所においてダイバーシティの実現の観点から状況を点検し、今後の取組の計画を策定する。
行政サービス利用者の満足度の向上 （事業所）	○ 都民サービスの利用者を対象としたアンケート調査等を積極的に実施し、その結果を基にした業務改善を進める。	図書館や相談センターを中心に、利用者アンケートを踏まえた都民サービスの向上を図る。	図書館・相談センターの取組に引き続き、他部署においても同様の取組を行う。
職員の接遇の向上 （本庁・事業所・都立学校）	○ 都民に対する接遇について、各所属で自己点検をし、向上に向けた取組を局全体で進める。	契約所管部署における接遇向上に向けた取組を行う。	契約所管部署の取組に引き続き、教育庁全体の接遇向上を図る。

都民への積極的な情報公開

事項	具体的な取組事項	10月1日からの取組	今後の取組
<p>政策形成過程の透明性の向上 (本庁・事業所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会定例会や審議会等の情報公開に向けた取組を進め、都民に対し、政策形成過程をわかりやすく示す。 ○ 審議会等における会議や議事録等について、原則公開とし、非公開となっているものについては再検討する。 	<p>審議会等の実施状況等を整理し、原則として公開をすることを前提に検討し、準備スケジュールを作成する。</p>	
<p>ホームページの改善 (本庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ より一層見やすく使いやすい利用者本位のホームページとなるよう、東京都教育委員会ホームページのリニューアルを行う。 	<p>現状のホームページにおける課題点を整理し、対応を速やかに開始する。</p>	
<p>保有情報の都民への還元 (本庁・事業所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計情報等の効果的な公表・PR方法を検討し、可能な限り多くのデータ等をホームページ等で公表する。 ○ 都立中央図書館が保有する資料等が都民の財産であることを意識し、都民の情報ニーズに合った資料を積極的に公開していく。 	<p>保有する統計情報のうち、これまで非公表としていたものについて、公表の可否を再度検討し、可能な限り公表を進める。</p>	<p>オリンピック・パラリンピックや日本の伝統・文化に関する資料等、都民ニーズの高い資料の情報公開を充実させる。</p>

税金の有効活用

事項	具体的な取組事項	10月1日からの取組	今後の取組
コピー枚数の削減 (本庁・事業所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として資料はA4用紙によるモノクロ・両面印刷とすることで環境に配慮しつつ印刷コストを抑制する。 ○ 校長会、教育委員会定例会等、大量の資料を紙ベースで印刷する機会が多い中で、配布すべき資料を厳格に精査することで、コピー用紙の使用量を抑制する。 	<p style="text-align: center;">各部・事業所単位でのコピー枚数の削減目標を設定する。</p>	<p style="text-align: center;">設定した目標について、定期的に確認する。</p>
手続きの簡素化 (本庁・事業所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校が教育庁に報告すべき事項のうち、定型的で件数の多いものについては様式や手続きの見直しを積極的に行う。 	<p>福利厚生部の事務手続について、検討し、見直しを行う。</p> <p>これに引き続き、他部署の報告に関連する事務作業を整理し、様式の見直しや手続きの簡素化について自己点検を行う。</p>	

超過勤務縮減の取組（1）

事項	具体的な取組事項	10月1日からの取組	今後の取組
幹部へのレクに要する時間の縮減 (本庁)	○ レクの資料の厳選や簡潔な説明に心掛け、事故報告等の緊急案件や議会对応を除き、幹部へのレク時間を17時以降は設定しない。	速やかにこの方針に基づいた取組を開始する。	
都庁全体の超過勤務縮減の取組の徹底 (本庁・事業所・都立学校)	○ 「超過勤務縮減に関する知事から職員へのメッセージ」を事業所・都立学校を含む教育庁全体に周知し、「毎日遅くとも20時までには退庁」を徹底する。正規の勤務時間が20時を越える職場については勤務の実態に合わせて対応する。	速やかに取組を開始する。	一過性の取組とならないよう、継続した取組とする。
教育庁本庁の超過勤務縮減の取組を行う (本庁)	○ 超過勤務を縮減するための教育庁本庁における統一ルールを設定する。	ライフ・ワーク・バランス教育庁ルールに速やかに取り組む。	
	○ 各所属部においても、超過勤務縮減に向けた取組を別途設定する。超過勤務の縮減目標値を課ごとに設定するとともに、前年度比での超過勤務縮減率を順位づけして庁内で共有する。	各所属の超過勤務縮減に向けた取組を速やかに策定する。	超過勤務縮減に向けた取組や、前年度比縮減率について、教育庁改革本部に報告し、検証する。

超過勤務縮減の取組（2）

ライフ・ワーク・バランス教育庁ルール

教育庁本庁における超過勤務時間数は、都庁内においても大変多い状況にあり、ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、超過勤務の縮減及び日常業務の改善を目指した「教育庁ルール」を定める。

超過勤務縮減に向けて

- 所属長による超過勤務の事前承認及び事後報告を徹底する。
- 所属長は、超過勤務の縮減目標値を設定し、縮減に向けた取組を検討する。
- 毎月の超過勤務時間数を昨年と比較し、教育庁改革本部で共有する。
- 毎日20時まで（定時退庁日においては定時）に必ず退庁する。
- 管理職が本庁各部を見回り、超過勤務の状況を確認する。
- 20時以降（定時退庁日においては定時以後）又は休日の超過勤務を行う場合は、真に必要な理由であることを説明のうえ、事前に所属部長の許可を得ることとする。
- 上記で所属部長が許可した内容を総務部に報告し、教育庁改革本部において評価する。

業務の改善に向けて

- 1 会議について
 - ・会議の開催の目的・議題を明確にし、会議参加者と共通認識を図る。
 - ・会議資料は必ず前日までに関係者に送付し、会議における説明は簡潔にする。
 - ・会議の参加者は厳選し、必要に応じて関係者に議事録や資料を配布する。
- 2 資料作成について
 - ・A4、両面、モノクロ印刷を基本とし、できる限り簡素なものとする。
 - ・既存の資料については、最大限活用し、新規に作成する資料の縮減を図る。
- 3 スケジュール管理について
 - ・教育庁内の主な行事、会議や学校向け説明会等について、庁内全体で確認できる日程表を活用する。
 - ・庁内幹部職員のスケジュールについて、T A I M S上で確認できるようにする。

超過勤務縮減の取組（３）

超過勤務縮減の取組（例）

- ・ 人事業務等の繁忙期間中は、打合せ等を行わない時間を設け、集中して業務に取り組む
- ・ 毎日管理職にその日の退庁予定時刻を申告する
- ・ 会議時間等を極力午前中として、会議後の作業の効率化を図る
- ・ 土日、祝日の出勤の原則禁止。出勤をする場合は、振替休日を取得する
- ・ 完全定時退庁日の設定・徹底
- ・ 勤務時間外の電話、メールの原則禁止

（ 参 考 ）

教育庁の組織

東京都教育委員会

教育長	中井 敬三
委員	木村 孟
委員	山口 香
委員	遠藤 勝裕
委員	宮崎 緑
委員	大杉 覚

都立学校

○学校数	都立中学校	5校
	都立中等教育学校	5校
	都立高等学校	186校
	都立特別支援学校	58校

○教職員定数 16,790人

監理団体

(公財)東京都スポーツ文化事業団

○「東京都埋蔵文化財センター」に係る事業

教育長

次長、教育監

総務部 (102)

多摩教育事務所 (18)

教育出張所<3所> (16)

都立学校教育部 (105)

学校経営支援センター<3所> (204)

地域教育支援部 (66)

中央図書館 (100)

指導部 (45)

教職員研修センター (23)

教育相談センター (14)

人事部 (91)

福利厚生部 (10)

括弧内は定数

(参 考) 東京都教育ビジョン (第3次・一部改定)

○東京都教育委員会は、教育基本法第17条に定める教育振興基本計画として、「東京都教育ビジョン」を定めている。

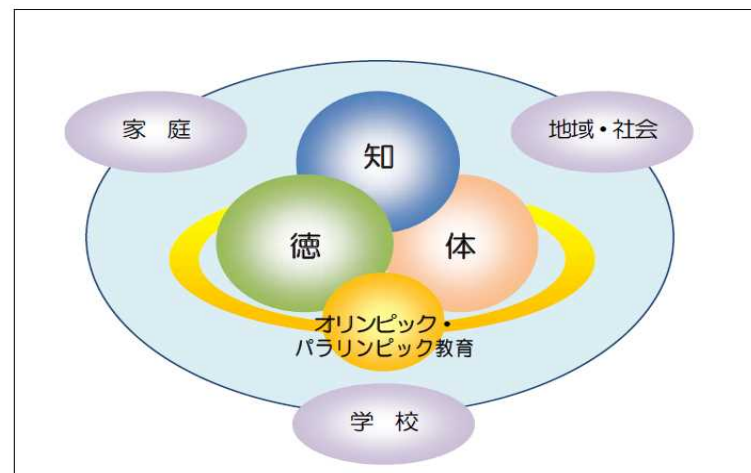
○平成25年4月に策定した「東京都教育ビジョン (第3次)」について、平成27年11月に策定された「東京都教育施策大綱」及び国の教育改革の動向を踏まえ、平成28年4月に一部を改定した。

○計画期間は、平成28年度から平成30年度までである。

○本ビジョンでは、「知」「徳」「体」「オリンピック・パラリンピック教育」「学校」「家庭」「地域・社会」を柱とし、10の取組の方向、26の主要施策を体系づけている。

柱	取組の方向	
知	1	個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実
	2	世界で活躍できる人材の育成
徳	3	社会的自立を促す教育の推進
	4	子供たちの健全な心を育む取組
体	5	体を鍛え健康に生活する力を培う
オリパラ	6	オリンピック・パラリンピック教育の推進
学校	7	教員の資質・能力を高める
	8	質の高い教育環境を整える
家庭	9	家庭の教育力の向上を図る
地域・社会	10	地域・社会の教育力向上を図る

東京都教育ビジョン (第3次・一部改定) の概念図



「東京都教育施策大綱」

教育基本法の改正により、知事が定める教育の根本的な方針として、平成27年11月に策定重点事項として、次の7点を定める。

- ①個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実
- ②社会的自立を促す教育の推進
- ③世界で活躍できる人材の育成
- ④オリンピック・パラリンピック教育の推進
- ⑤不登校・中途退学対策
- ⑥子供たちの健全な心を育む取組
- ⑦特別支援教育の推進